

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（内閣府・内閣官房）

制 度 名	地域活性化総合特区における特例措置の拡充		
税 目	法人税、登録免許税		
要 望 の 内 容	総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区において適用されている法人税に係る①投資税額控除、②特別償却、(①、②については、事業者の判断による、いずれか1つの選択制)を、地域活性化総合特区においても導入する。		
	①、②特別償却・投資税額控除 ■ 特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業を行うために設備等（以下に掲げるものに限る。）を取得等してその事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物等については25%）の特別償却又は15%（建物等については、8%）の税額控除のいずれかの選択適用ができる特例措置を適用できる。ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとする。 ■ 対象とする設備等 ・ 認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物 ・ 取得価額が次の設備等の区分に応じ、次の金額以上であるもの 機械・装置：2,000万円以上 建物・附属設備・構築物：1億円以上 また、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、特区内(国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区)の土地の上に新築した建物等に係る登録免許税を免除する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲1,000百万円 (－百万円)	
新 設 ・ 要 求 と す る 理 由 延 長 を	(1) 政策目的 総合特別区域法の趣旨に基づき、地域の知恵と工夫を最大限生かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。		
	(2) 施策の必要性 地域の特色ある産業の育成や地域的・社会的課題の解決を図り、日本再生のモデルとして国内に広く波及するような技術開発やビジネスモデルを生み出すために、実効税率を低減する環境を整備する必要がある。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	—
		政 策 の 達 成 目 標	「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「総合特区制度の創設により、・・・地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される」と定められているところ。地域活性化総合特区においては、現在、全国で 32 地域指定されており、それぞれの特区で総合特区特別区域計画において数値目標を定めている。地域活性化総合特区 32 地域のうちあわじ環境未来島を代表例で挙げると 2016 年までの目標として、①エネルギー自給率（7%（2010 年）→17%（2016 年））、②二酸化炭素排出量（1990 年比 19%削減（2010 年）→1990 年比 32%削減（2016 年））、③再生可能エネルギー創出量（83,851MWh/年（2010 年）→80,472MWh/年（2016 年））、④一般家庭・一般事業所当たりエネルギー消費量（—（2010 年）→2008 年比 10%削減（2016 年））、⑤新規就農者数（36 人/年（2010 年）→65 人/年（2016 年））、⑥耕作放棄地面積（1,130ha（2010 年）→1,105ha（2016 年））、⑦一戸当たり農業生産額（186 万円（2009 年）→195 万円（2016 年））が掲げられている。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2015 年度末まで
		同上の期間中の達成目標	「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「総合特区制度の創設により、・・・地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される」と定められているところ。地域活性化総合特区においては、現在、全国で 32 地域指定されており、それぞれの特区で総合特区特別区域計画において数値目標を定めている。地域活性化総合特区 32 地域のうちあわじ環境未来島を代表例で挙げると 2016 年までの目標として、①エネルギー自給率（7%（2010 年）→17%（2016 年））、②二酸化炭素排出量（1990 年比 19%削減（2010 年）→1990 年比 32%削減（2016 年））、③再生可能エネルギー創出量（83,851MWh/年（2010 年）→80,472MWh/年（2016 年））、④一般家庭・一般事業所当たりエネルギー消費量（—（2010 年）→2008 年比 10%削減（2016 年））、⑤新規就農者数（36 人/年（2010 年）→65 人/年（2016 年））、⑥耕作放棄地面積（1,130ha（2010 年）→1,105ha（2016 年））、⑦一戸当たり農業生産額（186 万円（2009 年）→195 万円（2016 年））が掲げられている。
		政策目標の達成状況	総合特区制度による国と地方の協議を経て、154 提案が実現する見込みがたった。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	各特区における具体事例については以下のとおり。 （参考） ア）あわじ環境未来島特区 企業数：14 社（太陽光発電事業者、洋上風力発電事業者等） イ）国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区

			企業数：9社（医療関連事業者、観光関連事業者）
		要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	民間企業の活力を活用することは地域の活性化にとって有効であり、本特例措置を講ずることにより、総合特区制度における他の支援策と併せ、総合特区の目標達成に資する民間投資の後押しにつながり、地域の活性化が図られるものである。 なお、各特区における具体的な効果見込みとしては、以下のとおり。 （参考） ア）あわじ環境未来島特区 当該特区では、世界的にみると立ち遅れている再生可能エネルギーを活用したエネルギー創出に重点的に取り組むとともに、増加の一途にあるエネルギー消費の抑制・最適化に市民が主体的に取り組むことにより、地域のエネルギー自給率を高め、自立的な地域の形成を進めることとしている。 そこで、再生可能エネルギー関連事業や農漁業関連事業に資する企業の集積を促進することにより、地域経済の活性化が進み、地域力の向上が図られる。 イ）国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 医療や観光関連事業者の進出が促進され、日本の医療関連産業の成長に資するとともに、“最初に触れ・最後に訪れる日本”の印象向上によって、わが国の観光立国実現に寄与することが見込まれるため、税収減を十分に是認できるものと考えられる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地域活性化総合特区税制 ・出資に係る所得控除：社会的課題解決に資する事業を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除
		予算上の措置等の要求内容及び金額	「総合特区推進調整費」を要求する予定。 （参考） 各特区における取組み イ）国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 ・国際医療交流の拠点づくり促進補助金（大阪府／H24年度予算額／10億円） ・企業誘致奨励金の交付額割増規定の要件緩和（泉佐野市／H24年6月市議会上程中）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた「地域活性化総合特別区域計画」に記載された事業に対し、上記の財政措置及び要望税制措置等を一体として支援。 （参考）

			各特区における取組み イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 本税制措置は、新たな需要開拓を図るため、民間の創意工夫あふれる自主的な投資を直接促すことが主たる目的。これらのうち、需要の対象が明らかなもの(国際医療交流の拠点施設)については、予算上の措置(補助金)による支援を行う。これは、需要の対象こそ明らかであるが、いまだビジネスモデルとして確立されていないため、いわばベンチャー事業として位置づけ、立上げ時の支援を行うもの。
		要望の措置の妥当性	地域の特色ある産業の育成や地域的・社会的課題の解決に向けた取組は、各産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効率的である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績		—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		—
	前回要望時の達成目標		—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯			—